

日本法社会学会 創立五〇周年記念式典の記録

第一部 記念式典「法社会学の五〇年」

記念講演「二一世紀の法を見つめて」

利谷信義記念事業実行委員長あいさつ

六本佳平理事長あいさつ

「法社会学の五〇年」スピーチ

来賓紹介

「法社会学への期待と抱負」スピーチ

太田勝造会員

樫村志郎会員

糊澤能生会員

和田仁孝会員

メッセージの披露

Mavis Maclean

隣接法学諸領域学会理事長

第二部 記念パーティ

特別講演会

日本法社会学会事務局

日本法社会学会は一九九七年に創立五〇周年を迎えるにあたり、一九九七年度学術大会を創立五〇周年記念大会とした。そして、大会第一日午後に、多数の会員に加え、会員以外の方々の多数のご出席をも得て、記念式典と記念パーティが盛大にとり行われた。また、当日は会場において、記念事業の一環として作成された小冊子『法社会学への出発——日本法社会学会創立五〇周年記念』（日本法社会学会事務局発行）が配布された。そのほか、大会第一日の前夜には特別講演会も開催された。

以下は、記念式典と記念パーティの様様を、事務局の責任（文責—原田純孝・濱野亮）において記録したものである。関係者から提出された原稿に基づく部分は、表記の統一のための最小限の修正を除いて原文のままである。また、当日録音されたテープに拠って記述した部分については、できるだけ正確に再現するよう努めたが、聞き取りが困難であったり、録音されていない箇所があったために、完全ではない場合がある。ご容赦をお願いする次第である。

第一部 記念式典「法社会学の五〇年」

記念講演「二一世紀の法を見つめて」

五月一七日（土曜日）午後一時から、東京大学法学部二五番教室において学会創立五〇周年記念講演が開催された。まず、利谷信義会員の司会で、渡辺洋三会員（東京大学名誉教授）による「戦後日本の民主主義と法社会学」、および、広中俊雄会員（東北大学名誉教授）による「法解釈学と法社会学」と題する講演が行われた。続いて、棚瀬孝雄会員の司会、藤本亮会員の通訳で、Richard L. Abel 氏（カリフォルニア大学教授）による ”Speaking Respect, Respecting Speech” と題する講演が行われた。これらの講演の内容は、いずれも本誌に収録されているのでご参照いただきたい。

続いて、同じく二五番教室において記念式典「法社会学の五〇年」が、原田純孝事務局長の司会により行なわれた。

利谷信義記念事業実行委員長あいさつ

まず、利谷信義記念事業実行委員長（九〇～九六年理事長）から、つぎのような挨拶があった。

「日本法社会学会は、一九四七年一二月に設立され、本年一二月をもって満五〇周年を迎えます。ここに日本法社会学会創立五〇周年記念式典を開催するに当たり、記念事業実行委員会から一言ご挨拶を申し上げます。

実行委員会は、学会五〇周年を記念する事業として何をなすべきかを討議した結果、その基本理念としては、今後の法社会学と日本法社会学会の在り方を模索する事に重点を置き、半世紀にわたる学会の歩みを振り返ることは、今後の前進のための基盤とすることで一致致しました。

日本法社会学会が創立された一九四七年は、日本が過去の深刻な反省に基づき、新憲法の下、平和な世界と人類の福祉を目指して第一歩を踏み出した時でありました。学会創立に参加した私たちの先輩は、新たな世界建設への責務を感じつつ、法社会学という新しい学問領域にその手掛かりを求めて旅立ったのであります。その高い志を、私達は改めて思い起こす必要があります。

いま人類は、資源、食糧、人口、環境、市民的自由の蹂躪、難民、絶対的貧困など、多くの新しいそして深刻な地球的問題に直面し、二一世紀にむけてその生存と繁栄をかけて新たな世界秩序を模索しています。このような状況において、人類社会が真に頼ることのできるものは、人類の英智の結晶としての学術研究であります。人々の学術に対する期待の高まりは、これまでに例を見ないものであり、私たち学術研究に携さわる者は、このことを厳粛にそして謙虚に受け止めるべきであります。

このような状況において、日本法社会学会が、五〇周年を迎え、新たな第一歩を踏み出そうとしていることは、意義深いものがあります。私たちは、学会の五〇年の軌跡を検討し、法社会学と日本法社会学会が、人類の要求に応じてきた点や、及ばなかった点を明らかにし、いま私たちは何をなすべきか、何をなすことができるのかを考える必要があります。そしてまた、この疾風怒濤の時代こそ、事実から出発する法社会学にとって、もっともその役割を果たすべき好機であると思われま。

日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録

すでに、日本法社会学会は、一九八〇年代末に始まる世界史的变化に対応して、法社会学のフロンティアとアイデンティティを確認し、グローバリゼーションの中における日本社会の特質を再検討し、さらにこの度の学術大会からは、社会構造の変化に対応する人類社会の新たな規範関係の追求を試みようとしています。また、一九九五年八月、東京と神戸で開催した国際法社会学会において、“法文化——出会いと変容”を共通テーマとして国際的な問い掛けをしました。そこにアジア諸国の法社会学者の多数の参加があったことが示すように、法社会学は新たな国際的広がりを見せているのであります。日本法社会学会は、このような努力をさらに積み重ね、未来へ向かう構想力と世界への発信力を備えることによって、その役割を果たしたいと考えます。この五〇周年記念事業が、そのための出発点となることを心から願って、ご挨拶と致します。」

六本佳平理事長あいさつ

続いて、六本佳平理事長より次のような式辞があった。

「日本法社会学会の創立五〇周年記念ということで、式典を開くことに致しました。大勢の会員のほかに、他学会の代表者や学術関係機関、出版関係のかたがたにもご出席いただいております。大変ありがとうございます。学会を代表いたしましてひとつことご挨拶をさせていただきます。

日本法社会学会は、ちょうど五〇年前の一二月一六日に、この東京大学の二二番教室で創立されました。この式典もそれと同じ二二番教室でしたいという気持ちもあつたのですが、やはり、会員数も増えたということもあり、二五番教室ということになりました。先日、国際法学会が百周年をお祝いになったわけですが、これは別格としまして、本学会は第二次大戦後の法律学の専門学会としては、もっとも早く出来たものとされております。これには、パイオニアとしての末弘巖太郎先生の存在、当時新進気鋭の川島武宜先生の活躍によるものであったことは明らかであります。なんと申しましても、時代の趨勢を反映したものと言えましょう。先程の広中先生のご講演でもふれておられましたが、当時の根本的な法的変動と言う背景があつたと思えます。その中で、民主化という旗印のもとに、さまざまの分野の、さまざまの観点にたつ法学者が法を社会との関係で見る、それも法を固定した前提として扱うのではなく、変化の相の下に見るといふ共通の関心で結びついたといつてよいかと存じます。当時「法社会学」という言葉を取りまいていた”オーラ”については、本日お配りしました『法社会学へのたびだち』でも窺うことができます。また、学会創立をめぐる具体的な事情や経緯につきましては、当時直接関係しておられた先輩の先生方からのヒヤリングを始めておりますが、これからもなんとかまとめて残しておくようにしたいと考えております。

それ以来、長年学会を支えてきて下さった、たくさんの先輩方のさまざまなお苦勞に感謝しながら、本日こうしたかたちで五〇周年を迎えることを、皆様とともに率直に喜び、祝いたいと思えます。

さて、五〇年を経た日本法社会学会の現況はと申しますと、まず会員数は、やはり先程の広中先生のお話でもふれられておりましたが、現在九百名強で、毎回理事会の

日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録

度に五～六名の入会申込みあります。学術大会は、『たびだち』の資料編でもお分かりのように、一九七六年度までは春秋二回やっておりましたが、翌年から一回となって続いております。機関誌は、まがりなりにも創立以来継続刊行しております。もちろん、これも当初は大変だったようで、当時その任に当たっておられた先輩方のいろいろな苦勞話があるようです。今回は昨年度の分として、四九号が発刊されました。これについては、有斐閣にお世話になってきており、大変感謝いたしております。

学会報は、千葉正士先生のご努力で一九七八年に開始され、以来事務局長の元で毎年二ないし三号編集され会員に送付されてきておりまして、最新号は、四六号であります。

国際的な活動につきましては、一昨年、各方面のご協力をいただきまして、RCSL95を開催することができました。参加者は四百名で、そのうち外国からの参加者は三〇カ国、百六〇名を数え、アジア・オセアニアからは六〇名の参加を得ました。現在は宮沢節生さんがRCSLの理事として活躍中です。

今日、学問研究において、所属を横断した学会の組織がますます重要な役割を果たすようになっております。そして、これだけ大きな組織を運営するということは、かなり大変なエネルギーの投入が必要です。本学会も、創設以降その運営のしつこくを少しずつ整えて参りまして、今日ではいろいろなことが規則化されております。企画委員会、雑誌編集委員会、渉外委員会、基金運営委員会といったかたちで、多数の会員が会の運営に積極的に参加しております。昨年からは、地域での研究活動を促進するために、研究支部制度を設け、関西研究支部が活動を始めております。会員名簿も九三年にデータベース化が完了しておりまして、九百名の会員のそれぞれにつきましても会費納入状況もキーひとつで一目瞭然という状態になっております。そうした学会の事務を、事務局長が統括しております。現在は、原田純孝教授がつとめておられますが、その事務量の多さに目をまわしておられます。こうした整った学会の組織は誇っても良いものだと思いますが、それが形骸化しないように、たえず気をつけていかなければならないことはいまでもありません。

さて、法社会学自体のあり方も五〇年前から相当変化しております。法社会学の講座は、東京都立大学で第二次大戦直後に設けられ、また関西学院大学でも早くから設けられておりましたが、国立大学で認められたのは、東大が最初で一九六七年でし

た。学会のできた頃は、いろいろな分野の実定法学者が大多数であった訳ですが、今では、やはり先程広中先生から名簿調査の結果を教えていただきましたが、法社会学専攻者も数が多くなり、ほとんどの大学の法学部で講義が行われ、若手研究者も相当数育っております。そして、法社会学専攻者が学会の運営の中心を担うようになりました。

もともと日本の法社会学は、私なりの表現ですが、楕円構造をもっています。すなわち、法を社会との関係で、変化の相においてみるという共通の土俵があり、当初それを表現していたのがエールリヒの「生きた法」の理論であったのですが、これを楕円の円周としますと、そこに二つの焦点、すなわち、歴史的・巨視的・市民法という視点と、実証的・経験的・近代法という視点を持っていたと言えると思われま。しかし、それ以後、最近では、この二つの焦点はそれぞれぼけて、また相互の距離もはっきりしなくなって、今後は融合が進むのではないかと思われま。たとえば、巨視的といっても、システム理論などはマルクス理論ではないが巨視的であるといった状況。他方、経験的な要素がなければ、いずれにしても法社会学と言えないということは、だれも異存はないわけでありま。近年では、むしろ、実定法のメカニズム、法システムを不可避の前提として、これをいわば真正面から受け止める——"take positive law seriously"とでもいいましようか——その社会における働き、及びその働き方を経験的・批判的に分析するということが共通の円の中心になっていくのではないかと思われま。

このように、法社会学会をとりまく環境は一変しました。おそらく五〇年前にここに集まれた先輩方がごらんになつたとすれば、びっくりするだろうと思われま。しかし、本日私たちが五〇周年を記念して集まるのは、過去を回顧して感慨にふけつたり、五〇年間やってきたということを誇りに思うためだけでありま。法社会学のこれからの課題を見据えて前進する地歩を一層強固にするためでありま。

こう考えますと、課題はまだまだ多いわけでありま。『たびだち』の序文には、五〇年は、人の年齢にすれば熟年であるが、学問としてはまだまだにきび面の思春期である、と書きました。また、これも前に会報や機関紙にも書いたことなのですが、たとえば、「もっとエンピリーを」とか、「もっと法を」——これは、法とは何かという中心課題を追求しつづけるといった意味ですが——とか、また法学全体の中での法社会学の位置づけにもっと意識を、というような課題がありま。しかし、ここで

は、「もっと連帯を」ということを申し上げたいと思います。それは、法社会学者としての連帯という意味です。今日では、法社会学研究の方法や視点が多様化する傾向にあります。そして、それは、大変健全なことだと思います。ただ、それぞれのサブグループ志向が内部志向になってしまっただけではないか。どこまでも法社会学という大きな枠での連帯意識に包摂されるものでなくてはならないのではないかと思います。そうなりますと、考え方の異なった人々の間でもお互いに他者の研究を、正面から取り上げ、批判したり議論することがもっと盛んになると思います。

五〇周年を記念して、その原点にあったこと、すなわち、さまざまの異なった視点に立ちながら、法を社会との関連で経験的・批判的にながめるという共通の関心で結ばれたもののアソシエーションという、原点を振り返り、明日につなげていきたいと考えるわけであります。」

「法社会学の五〇年」スピーチ

次に、「法社会学の五〇年」と題して、黒木三郎会員（八一～八七年理事長）、千葉正士会員（八七～九〇年理事長）、そして長年、関西支部の活動に尽力された及川伸会員よりスピーチをいただいた。

黒木会員は、昭和一七年の九州帝国大学における舟橋諄一教授の演習におけるエールリッヒの *Grundlegung* の講読に始まった法社会学との出会いを振り返られ、七〇～七六年の事務局長時代のご苦勞を紹介された。千葉会員は、歴史を顧みる時は、「小さくしか書かれていないこと、全く書かれていないことに対して心配が必要」とされたうえで、一九七五年の国際法社会学会箱根会議のエピソードを紹介され、また、学会初期に活躍された次の諸会員を特に記録されるべき方々としてそのお名前をあげられた（福島正夫、野村平爾、幼方直吉、仁井田陸、磯野誠一、磯田進、田畑忍、舟橋諄一、石本雅男、西村信雄、谷口知平、細野武男、山中康雄、磯村哲、黒田了一、渡辺洋三、唄孝一、潮見俊隆、長谷川正安の各氏）。及川会員は、関西における法社会学会の活動を振り返られ、関西の私立大学に早くから法社会学の講座が設置されたこと、末川博氏が関西において中心的役割を果たされたこと、関西事務局は乾昭三会員が中心になり、七〇年代半ばころから及川会員が引き継がれたことを述べられた。

来賓紹介

次に、来賓として、日本公法学会から理事の小早川光郎氏、日本法哲学会から理事長代理として理事の笹倉秀夫氏、比較家族史学会から前会長で現顧問の江守五夫氏、比較法学会から理事長の石部雅亮氏に、それぞれご出席いただいたことが紹介された。また、学会誌『法社会学』の発行に長年にわたって多大のお世話をいただいている有斐閣から、取締役の大橋祥次郎氏と稼勢政夫氏にご出席いただいたことが紹介された。

「法社会学への期待と抱負」スピーチ

続いて、「法社会学への期待と抱負」と題して若手の四人の会員からスピーチが行われた。

太田勝造会員

まず、太田勝造会員（東京大学）が次のようなスピーチを行った。

「若手として法社会学に対する期待と抱負を語るよう仰せつかったのですが、期待を喪失して隠遁するには若すぎる反面、“ボーイズ・ビー・アンビシャス”と抱負を高く掲げるには歳を取り過ぎている気がして戸惑っています。と申しますのも、先日大学の理科一類時代のクラス会があったのですが、それに欠席した数学の異常に良くできた友人についてそこでは“彼は若くして教授になり、大数学者になると期待されたが、結局普通の数学者の域を出なかった”と過去形で語られていたからです。四〇歳前のクラスメートが既に過去の人になっていたわけですし、社会科学へと”転向”した私としては、法社会学をやって長生きできてうれしいと思うと同時に、この歳で抱負を語るのには面映ゆいという気持ちでもあります。

今年一九九七年は、日本法社会学会創立五〇周年という記念すべき年であると共に、法社会学という比較的若い学際的研究分野にとっても記念すべき年ではないかとひそかに考えています。それは、合衆国のホームズ判事が“法の合理的研究に適しているのは訓古学の人であると現在では考えられているかもしれないが、将来においては統計学や社会学、経済学を修得した人でなくてはならない。”と宣言したのが今からちょうど百年前だからです。そしてホームズ判事のいう“法の合理的研究”こそ私が法社会学に期待するところのものだからです。

法社会学のますますの発展の方向は、やはり学際的研究としての原点に立ち帰ることで展望できるだろうと思います。その原点とは、若干バタ臭い表現をすれば“知的クロスオーバー”だろうと考えます。知的クロスオーバーには、天地人の三つの位相が区別できるでしょう。ここで私の言う“天”とは方法論を意味します。社会科学の

諸分野は二〇世紀を通じて熱帯雨林の生態系のようにその高度の多様性と相互依存性を進化させてきています。このジャングルのような複雑系の中では、“ジャンル”という言葉は生彩を欠いたものとなってきています。例えば、法社会学とは何たるべきか、というジャンルの発想の問題設定自体が社会科学のクロスオーバーの中で意義を失いつつあります。社会学の方法であれ、心理学の方法であれ、経済学の方法であれ、統計学の方法であれ、法をめぐる社会現象の解明に役立つものなら何でも使って構わないし、使うべきだと思います。なぜ使うか（ホワイ）を考えるより、どうして使わないのか（ホワイ・ノット）という積極性が必要でしょう。

知的クロスオーバーの第二の位相が“地”ですが、これは地理的交流、すなわち国際化を意味します。一昨年、国際法社会学会(RCSL95)が日本で開催され日本の法社会学を海外に知らしめる起爆剤となったことは記憶に新しいところです。この大会については私にも、忙しい緊張の日々を送った個人的記憶があります。法律学の分野でも、日本法に対する実務的関心はもとより学問的関心が海外でも昂揚しつつあります。社会について語ることなく法を語ることは不可能であることから分かりますように、日本の学者が日本法を説明したり、外国人が日本法を研究したりする上で、日本の法社会学の方法と成果への理解は必須です。私もこの秋から半年ほど合衆国で日本の法と社会について講義をする予定ですが、その準備の中でも法社会学の知的遺産に自分がいかに負っているかを痛感しています。二〇世紀の日本の学問は全般的に、海外の研究を吸収するが発信はしないという意味で“知的ブラックホール”と揶揄されたりしました。しかし、二一世紀の日本の学問、とりわけ法社会学は、海外へ発信をする“知的ホワイトホール”となるものと期待しています。

知的クロスオーバーの第三の位相が“人”ですが、これは言うまでもなく人的交流、すなわち多様な共同研究です。日本社会の法化の進展も急激ですし、日本の法律学の発展も急速です。私たち法社会学者のほとんどは法学部出身者ですが、それでも、最近の法の進化をフォローしきれるものではありません。したがって、二一世紀の法社会学研究のほとんどは、社会科学をマスターするとともに法律学の基礎的素養も身につけている者としての法社会学者と、高度の法律学の専門的知識を有する法学者との共同研究によって進められるようになるでしょう。また、先に述べましたように、社会科学の多様化と高度化も顕著です。一人の法社会学者がすべての社会科学諸領域の方法と成果をマスターできるものではありません。分野を超えた共同研究もま

すます盛んになるでしょうし、そうならなければならないと思います。何々学部の所属だから、とか、何々学の研究者だから、などといった理由で共同研究相手を選び好みするような”霞ヶ関的発想”を決してしてはならないと思います。さらに、国際的共同研究もますます盛んになるでしょう。なぜなら、社会科学というある程度ユニバーサルな方法論と、法というローカルな対象との組合せは、国際比較研究に適しているからです。

以上の法社会学への期待に対して、私がどれほどの貢献をなしうるかは心もとない限りです。しかし、非力ながらできる限りの努力はしたいと思います。そして、二一世紀の中葉、人生の最終段階になったとき、自分の曾孫たちに向かってバートランド・ラッセルの次の言葉を私も自信を持って語れるようになりたいというのが私の抱負です。” ... This has been my life. I have found it worth living, and would gladly live it again if the chance were offered me.”」

樫村志郎会員

続いて樫村志郎会員（神戸大学）が次のようなスピーチを行った。

「私は、四〇歳を過ぎておりますので、若手といわれるべきかどうか疑問ですが。私個人の研究について申し上げますと、期待も抱負もあまり考えずに自由に研究してきました。これは諸先輩がこの学会に築いてこられた自由な学問的環境のおかげです。

今日このようにお話しをする私たち四人はすべて一九五五年前後の生まれです。学会よりもやや若いということになります。私は、われわれの世代がめざすべき方向として、二つあげたいと思います。四人が二つずつ方向をあげれば、十分な発展可能性が保証されるでしょう。

つぎにあげる二つの方向は、私が法社会学の研究を始めるにあたって、私なりにその独特の学問的魅力として感じてきたものです。

第一の方向は、実用法学、実定法学との交流とそれへの働きかけです。法社会学の重要な特徴は、それが法律学の革新運動だということにあります。法学の批判、法的推論の合理化、その科学化などをめざす法学の改善運動であります。法社会学が、社会研究として専門性を高めていくにつれて、この性質はやや後退していく傾向があるかもしれません。しかし、法社会学が、法学自体を社会学的関心の対象にすることは、ある意味で自然なことでもあります。したがって、この課題は、法社会学の重要な課題でありつづけるし、実定法学との協力を模索しながら、追及していくべきものと考えます。

第二の方向は、これは戦前からの法社会学の重要な伝統と思いますが、調査の重視といった標語であらわされてきたものの一層の追求であります。これを私なりに言い替えると、ある意味で第一の方向とは対照的になりますが、法社会学は法というものの価値中立的な認識をめざす運動であるということになります。この中には、私が見るところでは、三つの意味が含まれています。

ひとつは、法というものを”あるがままに”認識しようということです。つぎには、法というものを、全体社会や部分集団の中に、”埋め込まれた”ものとみるとい

うことです。川島武宜の農村調査ゼミでは”農村の全体構造の把握”をめざすという基本方針があったということを知ったことがあります。まさに、社会の全体の在り方のなかに法が組み込まれ、埋め込まれて存在するという見方であります。最後に、エールリッヒによく見られる関心だと思っておりますが、法が”生まれてくる”現場に立ち会うということです。法生成への関心というものです。これらの関心が、法社会学の価値中立的な側面を構成していたと思われま。

ところで、私が価値中立性というような古びた価値を強調したいと思う理由はつぎの通りです。それは、社会の中で法社会学が果たすべき役割という問題に関係があります。戦後の社会の中で、法は社会改革のこの役割をしてきました。この結果、戦後の法社会学の中では、法社会学の価値中立性は、つねに底流として存在しながらも、必ずしもいつも自覚的に強調されてきたとはいえないと思われま。しかし、社会改革手段としての法の役割は、近年にいたってかつてほど明快な姿をとってはいないように思われま。そこで、法社会学の改革的側面が一方的に強調され、その本質的な価値中立性が正面から承認されないときには、実践的関心が理論的説明枠組みにひそかに混入してくることから、理論面で行き詰まりが生まれてくると予想されま。私は、法社会学のもつこの二面性についてより深く考え、法社会学を実践していくことが私たちの世代にとっての課題であると考えま。

これに関連して、一般理論の開発という課題が重要であると思われま。価値中立的調査には、一般理論的枠組みがどうしても必要で、個別問題のみに照準する研究枠組みは乗り越えられる必要があります。価値中立的な実証研究は、一般的理論枠組みをもたないならば、アドホックな知見の集積に終始する危険性があります。そのような個別の実証や実践的問題関心を超える、一般的な理論枠組みはまだ構成されていないと思われま。

ただ、われわれの世代は、現在いろいろな方向にむけて実験を試みていると思いま。一見して理論的なまとまりはなく、今後とも統合された枠組みはでてこないと思われまが、一般理論は、理論的な統合ではなく、むしろその分裂を促進して、立場のとぎすまされた対立をうみだすときに、もっともその面白みを現わしてくると思いま。これらの点について今後も論議を高めていければと希望していま。」

榑澤能生会員

続いて行われた榑澤能生会員（早稲田大学）のスピーチは、次のとおりである。

「私が法社会学という研究領域を勉強してみたいと考えるきっかけとなったのは、高校生の時に戒能通孝先生の『法律入門』『小繋事件』（岩波書店）をたまたま読んだことにさかのぼると思います。もちろん内容をどの程度理解できたかは別として、アジテーションのような独特の文体にもひかれて、こんな学問だったら勉強してみたいという気になったのを記憶しています。本の奥付をみると、著者の専門が法社会学・民法とありました。そこで法学部に入学し、法社会学研究会という学生サークルに入会しました。

ここでは『所有権法の理論』をはじめとする川島武宜先生の理論的体系性をもった論文にひかれて議論する一方、法社会学は書斎の学問であってはならないという雰囲気、気が当時サークルの中にあり、調査と称してはあちこち出かけておりました。二年生の夏休みだったと思いますが、山梨県の忍野村へでかけ、自衛隊が演習場として使用する梨が原に入会権をもつ忍草を訪れ、母の会の皆さんから話を伺ったり、演習場を見学したりしました。暑い日で演習場近くの団結小屋で水を分けてもらったのですが、恐らくはそれが原因で皆下痢になってしまい、投宿していた民宿（母の会の会員の方が経営されていたのですが）も数日間の営業停止処分を受けるやで、さんざんでした。しかしこれがきっかけで入会理論についても勉強する機会をもつことになりました。

当時法社会学研究会を指導されていたのは畑穰先生でしたが、入会理論についてこの忍草の事例に即して畑先生から非常に印象的な話を伺ったことを今でも覚えています。戒能先生の入会理論によると、入会行為が事実として存在なくなると入会権自体も消滅する。この理論に依拠して入会権を主張した忍草は、古典的な入会利用形態にかわる、現代の農業のあり方と関連した入会地の新しい利用構想を皆で知恵をしばり合って考えなければならない、ということになります。入会権の主張はしたがって当然に土地返還要求として構成されることになります。ところが他の入会団体では、入会権を実際の入会行為の存否にかかわらず主張できる抽象的権利と理解する理論に立脚して入会権を主張しておりました。したがってここでは権利主張の内容は金銭補

償請求という形をとっておりました。同じ入会権の主張が、かたや土地返還請求となり、かたや金銭補償請求となるという違いを生んでいることに、当時私は新鮮な驚きを覚えました。同時に大変魅力に感じましたのは、戒能先生による入会権の主張は、農業経営を中心とする地域社会の構想を伴いつつなされていた、逆に言えば戒能理論による限り集落は、そのような構想を樹立しつつ何らかの共同性を打ち立てていくことを要求されたということです。このようなことが大袈裟に言いますと、私にとってその後も法社会学を勉強してみたいという意欲の一つの源泉のようなものになってきたと思います。

渡辺洋三先生は、今日記念のご講演の中で、現代社会における共同体の問題を、その理論史も含めて検討する必要があると問題提起されました。共同体が個人の自由を抑圧する部分だけに焦点を当てるのではなく、例えば稀少資源や環境との関係において果たしうるポジティブな機能をどう捉えていくかということも視野に入れながら、渡辺先生の問題提起を受けとめていきたいと考えています。」

和田仁孝会員

最後に、和田仁孝会員（九州大学）は次のようなスピーチを行った。

「本日配布されました小冊子を拝見致しまして次のようなことを感じました。それは、諸先輩方が、まさに日本社会の状況が要請した折々の社会的課題に真剣に立ち向かう中で法社会学という学問分野を切り拓いてこられたのだということであります。これに対し我々の世代は、大学に入学した時点で既に確立した分野としての”法社会学”が存在しておりましたし、また有力な枠組としての経験科学的アプローチも確立しておりました。我々は先輩が時代と格闘する中で到達し構築されてきた枠組に何の苦労もなく立脚し、その上で様々な隣接分野の成果を取り入れ多様なアプローチを展開することができたわけです。この多様化の背景には現代社会における価値の多様化や変化の加速化があり、それ自体は法社会学の豊かさを示す指標として評価できるかもしれません。しかし反面、近いテーマを扱っていても、相互の対話がしだいに困難になってきているように思います。今後の法社会学の展開を考える時、この多様性と相互対話を共に可能にするような法社会学を志す者として共通の基盤を模索し再確認していくことが必要かと思われます。

この新たな対話の基盤を求めようとする時、先輩方の業績を垣間見て思うことは、それがまさに法社会学という学問になぜ取り組もうとするのかという”法社会学者のエートス”とでも言うべきものに凝縮されているのではないかということです。先程、六本先生が法社会学の共通の基盤として”批判的かつ経験的に見ていくこと”の重要性を指摘されました。その通りだと思います。ただ我々の世代、と言うより私個人のことかもしれませんが、先輩達がこの”批判的かつ経験的に見ていくこと”をまさに時代と格闘する中で”自分のもの”として血肉化されたのに対し、私などは、どうも表面的にこの”批判的かつ経験的”という視点をなぞっていただけではないかと思う訳です。法社会学はなぜ”批判的かつ経験的”でなければならないのか、”批判的かつ経験的”とは何を意味するのか、それを支えている”エートス”は何なのか、こういった点を先輩達の辿ってきた道を自分なりに追体験し足元を見つめ直すことで再確認していくことが必要だと思うのです。そうした”エートス”を共有できた時、今後の法社会学の豊かな多様性と同時に、共通の対話の基盤をも喪うことなく構築していけるのではないかと考えております。私自身は迂遠ではありますが、悩みながら

日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録

そうした道を辿っているところであります。今後の五〇年の発展を支えるヒントは、まさにこれまでの五〇年の法社会学の歩みの中にこそあると思っております。

百周年記念大会まであと五〇年あります。その時には私も九〇歳になっておりますが、” 発展の前期五〇年、衰退の後期五〇年” などということにならないよう、百周年記念大会に胸を張って出席するためにも、まずは健康に気をつけ、ささやかながら法社会学の一層の発展に貢献していきたいと思っております。」

メッセージの披露

当日は、法社会学会と関係の深い学会から多数のメッセージをいただいた。

まず、国際法社会学会（RCSL）会長 Mavis Maclean 氏から次のようなメッセージが寄せられた。

Mavis Maclean

” To the President, Officers and Members of the Japanese Association of Sociology of Law;

From Mavis Maclean, President of the Research Committee on the Sociology of Law of the International Sociological Association. I join with officers and members of the Research Committee to send to you our warmest wishes and hearty congratulations on this, the 50th anniversary of the Japanese Association of Sociology of Law.

We remember with gratitude your great hospitality to the Research Committee during the meetings in Tokyo and Kobe in 1995, and value highly the scholarship we found among you and the cooperation in research which was so well stimulated by that meeting, in addition to the warm friendships which were both formed and renewed.

Your association has played and will continue to play a key role in the development of our subject, strong not only in numbers but also in the high quality and breadth of your research and teaching. We treasure the opportunity to work with you, and hope to meet again with you in Antwerp at RCSL 1997.”

隣接法学諸領域学会理事長

次に、日本私法学会からは、理事長平井宜雄氏による次のような祝辞が披露された。

「日本法社会学会が創立五〇周年をお迎えになったことを心からお祝い申し上げます。私達の世代の法解釈学者にとっては、法社会学という言葉は、新鮮な未知の魅力に溢れたものでした。“法社会学者の一人になれるならば、なりたいものである。これからは法社会学の勉強もしたい。そしてそれは私の法解釈学をも進歩させてくれるような気がする。”という来栖三郎先生の文章は、その当時、法社会学の持った魅力が、いかに大きかったかを、伝えていると思います。現在では、法社会学は、確立されたディシプリンとなり、かつての“新鮮なるものの魅力”は少なくなっているかもしれません。しかし、法社会学が、今後はその確立された学問的魅力によって多くの研究者をひきつけ、そして、日本法社会学会が、学問の中核となつてますます発展されていくことを心から期待しております。」

続いて、法制史学会からは、代表理事小山貞夫氏によって、次の祝辞が寄せられた。

「日本法社会学会が創立五〇周年を迎えられますことを心よりお祝い申し上げます。かつて法制史学を“過去を対象とする法社会学”と呼んだ方がおりましたことに象徴されていますように、法社会学と私達が専攻している法制史学とは共に法現象を経験科学的に考究する学問であり、車の両輪のごとく密接不離の関係にあると信じています。この五〇年間に貴学会員及び貴学会が法社会学そのものに対してだけでなく、わが国の法制史学ひいては法学・社会科学一般に対して残して下さった多大な貢献を改めて高く評価いたしますと共に、法制史学会を代表して厚く御礼申し上げます。

私達法制史学会も二年後の一九九九年には同じく五〇周年を迎えますが、学問的にも緊密な二つの学会が今後も相携えてかつ互いに切磋琢磨しながら益々発展することを願ってやみません。本日都合で出席できませんので、失礼とは存じますが、一言紙面を借りてお祝い申し上げます。」

日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録

日本法哲学会からは、公務のため欠席された理事長の田中成明氏に代って、理事の笹倉秀夫氏が次のような祝辞を述べられた。

「日本法社会学会が創立五〇周年を迎えられましたことを心よりお喜び申し上げます。

きくところによりますと、敗戦直後の日本において学術活動の再建が進められる中で、法学の分野では法社会学会が最初に設立されたのですが、法哲学会はそれを追って第二番目の学会として翌年の一九四八年に設立されました。法学史的にみれば、法社会学一九世紀まで支配的であった思弁的な法哲学と“概念法学”とに対する実証主義からの反発として展開したのですが、戦後日本では両科目は新生科学同士として、むしろいわばとしごの兄弟ないし姉妹の近い関係にあります。

しかもこの両科目の関係をめぐる最近の特徴は、限りなき相互接近にあります。

法社会学者が法の実態分析だけでなく、方法論や法の原理的な考察を議論する傾向を強めておられる一方、法哲学者は、最近、法の社会学的分析や実務的な考察をより深く踏まえた議論をする傾向を強めています。その背後には、第一に、最近の社会科学では大きなパラダイム転換が問題になり歴史の見方や社会科学の方法論への関心が高まっているのですが、これに法哲学のみならず法社会学も巻き込まれ理論的関心が高まったこと、第二に、法哲学がかつての思弁的なドイツ哲学との結びつきを弱め逆に現実的なアメリカのジュリスプリデンスとの結びつきを強め、その結果、法の社会学的な考察を踏まえた理論的考察を追求し始めたこと、があります。

この点で、兄弟ないし姉妹関係にある両学会はますます相互に似通いつつあるといえます。わたくし自身は、これは法哲学会にとっても不可避でかつ学の発展上不可欠でもある歩みであると思います。この状況を踏まえた場合、わたくしは、法哲学者の今後の方向について次のように考えます。すなわち法哲学者は、法社会学者の最近より顕著になりつつある手法——すなわちその時代の法現象を実証的におさえつつ理論的・構造的な考察を加える作業——を一層熱心に学びとらなければならないとともに、法哲学の固有の課題、とりわけ正義とは何か、人権とは国家とは何かといった、原理的・価値論的な問題に、法社会学者のこの最新の成果をよく踏まえて、新たな形で取り組まなければならないと考えます。

日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録

日本法哲学会の今後の新展開のためにも、日本法社会学会がわれわれのよき兄貴分・姉御分としてさらに発展されるよう、祈念しております。」

最後に、民主主義科学者協会法律部会からは、理事長を代理して副理事長の前野育三氏が次のような祝辞を寄せられた。

「日本法社会学会が五〇周年を迎えられましたことを、心よりお喜び申し上げます。民主主義科学者協会法律部会は、この五〇年間の日本法社会学会の歩みを日本の法学の発展にとって決定的ともいえる重要な役割を担ってこられたものと評価し、最も頼りになる友人と感じてまいりました。ここでは、特に二つの点を強調しておかなければなりません。

第一は、法社会学会が、日本社会の変化にともなって必要となる新しい法理論の創造に向けて、常に高い水準の理論的寄与をなしてこられたことです。戦後、日本の急速な民主化が課題であった時期に、不徹底な実定法規よりもさらに遅れた社会実態がある中で、その近代化に努められ、高度成長期以降には、新しい権利の生成に適切に対応し、その生成を促進してこられました。また、立法や裁判や法意識など、民主的観点からの法のあり方にとって決定的に重要な諸課題に取り組んでこられました。これらは、貴学会の先進性と、理論水準の高さの表れであると申し上げなければなりません。

第二は、ともすれば、実定法の各分野ごとに分断され、広い視野を失いがちな日本の法学界において、各分野に共通する基礎理論を提供され、実定法各分野の理論内容を豊富化するのに、寄与してこられたことであります。法社会学会の理論的創造活動は、実定法の研究者にとっても魅力的なものであります。法社会学会は、そのような実定法研究者会員を擁し、基礎理論を実定法各分野に提供するとともに、実定法の各分野の動きを吸収しながら、現実に即した基礎理論を構築してこられました。この相互作用は、法社会学会なくしては、十分には行えなかったものと思われま。

上記二点の特色は、民科法律部会から見ますれば、類似点に重点を置きすぎた、我田引水の贅辞ともとれましようけれども、法社会学会を最も頼りになる友人とみてきた由縁でもあります。今後とも、日本社会の変革に向けて、それに必要な理論的寄与を行う上に、緊密な協力関係が維持されますことを期待しつつ、祝辞とさせていただきます。」

以上をもって記念式典「法社会学の五〇年」は閉会した。

第二部 記念パーティ

記念パーティは、会場を山上会館に移して、午後六時過ぎより開催された。神長百合子会員と田中茂樹会員の司会により、まず、磯野誠一名誉会員のご出席を賜ったことが紹介され、続いて、唄孝一会員によって開会の挨拶が行なわれた。

唄会員は、『法社会学への出発』で触れることができなかった「二人の巨匠」として、末弘巖太郎氏と我妻栄氏の次のようなエピソードを紹介された。まず、末弘著『断腸前後』（一粒社）には、末弘氏が法社会学と法社会学会に強い関心を持ち続けておられた様子を示す記述があり、「日記」の一九五〇年七月一日の項には民科法律部会編『法社会学の諸問題』（北隆館）に対する感想が述べられている。そこでは有益なものとして「法社会学文献解題ならびに目録」への言及があり、関連して当時の法社会学に関する末弘氏の見解が示されている。また、我妻氏は、東大を定年退職後しばらく学術大会に出席され、昭和三四年には、同氏の示唆もあって「通説の法社会学的考察」というテーマでシンポジウムが行われた（報告の記録は学会誌ではなく、『法律時報』三一卷八号に掲載）。最後に、唄会員は、かつて京都での学会の懇親会終了後、磯村哲会員のお宅へしばしば多くの会員が招かれたことやその際のエピソードを紹介され、往時を回顧された。

続いて、六本佳平理事長より、学会誌『法社会学』の発行を長年引き受けて下さっている有斐閣に対して感謝状が贈呈された。

歓談は、石村善助会員（八一～八四年事務局長）の乾杯の音頭とともに始まった。石村会員は、若き日、法社会学は何をすべきかに迷いつつ農村調査をされていたころ、原田慶吉氏の「それで学問になりますか」という言葉に接したときのショックを紹介され、御自身の研究において理論と実証の双方を行き来されてきたご苦労をお話になった。

約一時間後、パーティは四人の会員によるスピーチをもって締めくくられた。

まず、江守五夫会員は、青山道夫理事長のもとで、七六～七八年に事務局長をつとめられた際のエピソードを紹介され、畑穰会員と「二人三脚」で事務局を担当されたことを強調された。続いて、一九五〇年代半ばから約二〇年間関西事務局で尽力された乾昭三会員は、末川博氏や中川善之助氏の講義と、磯村哲氏の演習が法社会学に関

日本法社会学会創立五〇周年記念式典の記録

心を持つきっかけとなったことを紹介された。磯野誠一名誉会員は、末弘巖太郎氏の講義に感激し、「現実の社会の事実から考える法律学の必要性を痛感」されたこと、そして、戦争中、日本の農村、漁村の調査ができない状況のもとで、モンゴルに行き実態調査をされ、遊牧民族の土地所有権観念を研究された経験を紹介された。最後に八七～九三年に事務局長をつとめられた牛山積会員は早稲田大学法社会学研究会や事務局長時代のエピソードを紹介された。

以上をもって記念パーティは盛会のうちに終了した。

特別講演会

学会創立五〇周年記念式典の前夜、五月一六日（金曜日）午後六時三〇分より東京大学山上会館大会議室において、イギリスのメアリー・アーデン高等法院裁判官（Honorable Mrs. Justice Marry Arden）による特別講演会 ” New Horizons for the Justice System and their Effects on Users and Professionals; the English Experience” が、British Council の後援を得て、六本佳平会員の司会と通訳（原稿の翻訳と読上げは長谷川貴陽史会員）のもとで行われた。イギリスでは、法曹に関する改革を規定した一九九〇年の Courts and Legal Services Act 施行後、さらに、裁判所へのアクセスの改善と、弁護士と裁判官の public accountability の向上が関心を集めているが、アーデン裁判官は、近年公表されたウルフ報告書（ Woolf Report on Access to Justice ）において示されている、裁判所へのアクセスの改善に関する様々な提言を紹介しつつ、イギリスの裁判所の現状と改革について論じた。非会員を含め多数が参加した本講演会は、活発な質疑応答を経て、八時三〇分ころ終了した。 [以上]